

Title	ドイツ連邦共和国倒産法改正法 参事官草案について(四・完) : 内容の概略と草案の仮訳
Sub Title	Über den "Referentenentwurf Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts" der Bundesrepublik Deutschland -die Überschau und die Probeübersetzung- (4)
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.7 (1991. 7) ,p.59- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910728-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910728-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ドイツ連邦共和国倒産法改正法

参事官草案について(四・完)

——内容の概略と草案の仮訳——

三 上 威 彦

前書き

一、概要

二、本草案に至るまでの経過

三、改正の目的

四、参事官草案の基本的特色

五、翻訳上の注意点

六、謝辞

翻訳 参事官草案

第一編 倒産法

第一章 総則

第二章 倒産手続の開始……………(以上四号)

第三章 倒産手続の開始の効力

第四章 倒産財団の管理および換価……………(以上五号)

第五章 倒産債権者の満足・免責

第六章 倒産計画……………(以上六号)

第七章 倒産手続の廃止

第八章 倒産手続の特別の種類

第二編 法律の廃止

第三編 倒産手続外における債務者の法律的行为の取消に  
関する法律……………(以上本号・完)

第七章 倒産手続の廃止

第三〇六条 [財団不足による「mangeln Masse」廃止]

(一) 倒産手続の開始の後に、手続費用を償うのに倒産財団が十分ではないことが明らかになったときは、倒産裁判所は手続きを廃止する。報告期日の前には、この期日までに生じた費用が償われない場合にのみ廃止をすることができる。十分な金額が予納された場合は廃止はせず、第二七条第三項を準用する。

(一) 廃止の前には債権者集会、倒産管財人、および財団債権者を審尋することを要する。

(二) 現金が財団に存在している限り、管財人は、廃止の前に手続の費用、とりわけ立替金をその額の割合に応じて支払わなければならない。財団目的物の換価については管財人は義務を負わない。

**第三〇七条**〔財団不十分 [Massenzugleichheit] の確認〕

(一) 倒産手続の費用は償われるが、期日の到来しているその他の財団債務を履行するためには倒産財団が十分でないときは、倒産裁判所は倒産管財人の申立てにより、財団不十分が存在することを確認する。財団が、生じているその他の財団債務をその満期の時点で履行するためには十分ではない公算が大きい場合もまた同じである。

(二) 申立てに関する裁判の前には債権者委員会、および関係する財団債権者を審尋することを要する。債権者委員会が任命されていないときは、それに代えて債権者集会を審尋することを要する。

**第三〇八条**〔公告・上訴〕

(一) 財団不十分を確認する決定は公告することを要する。決定は、住所が倒産裁判所に知れている財団債権者、および倒産管財人には特別に送達することを要する。

(二) 財団不十分の確認が棄却されたときは、管財人は即時抗告をなすことができる。

**第三〇九条**〔確認の効力〕

(一) 倒産財団の管理および換価についての倒産管財人の義務は、財団不十分の確認の後も継続する。

(二) 財団不十分の確認の申立ての前に生じていた財団債務については、倒産手続における双務契約の履行、手続きにおける相殺、および手続開始前に強制執行により取得された担保の無効に関する規定を準用する。

**第三一〇条**〔財団債権者の満足〕

(一) 倒産管財人は財団債務を以下の順序によって支払わなければならない、同順位の場合にはその額の割合による。

- 一、倒産手続の費用、／……………／
- 二、財団不十分の確認の申立てによって生ぜしめられた手続きの費用には属さない財団債務、
- 三、その他の財団債務

(二) 以下の債務も第一項第二号の意味における財団債務とする。

一、管財人が財団不十分の確認の申立てをした後に履行を選択した双務契約から生じたもの

二、管財人が当該申立てをした後に告知をなした最初の期日後の期間についての継続的債務関係から生じたもの

三、管財人が当該申立てをなした後に倒産財団のために、反対給付を請求した限りにおいて継続的債務関係から生じたもの

**第三十一条**〔執行保護〕

(一) 倒産管財人が財団不十分の確認を申し立てたときは、倒産裁判所は、管財人の申立てにより、執行が財団債権者の第三一〇条の順序による満足を危険ならしめるであろう場合には、財団債務による執行を仮に停止しなければならぬ。

(二) 申立てに関する裁判の前には債権者が審尋することを要する。裁判に対しては即時抗告をなすことができる。

### 第三一二条 (債権者集会・倒産計画)

(一) 財団不十分の確認によって、債権者集会においては、第三一〇条第一項第三号の順位を有する財団債権者が非劣後的倒産債権者に代わる。倒産債権者が別除的満足の権利を有しているかぎり、その権利は債権者集会においては影響を受けない。

(二) 財団不十分の確認によって倒産計画の提出は排除されない。計画に関する規定は、非劣後的倒産債権者を第三一〇条第一項第三号の順位を有する財団債権者と読み替え、また非劣後的倒産債権者については第二八〇条第三号を準用するという処置を施して準用する。

### 第三一三条 (財団不十分の確認による廃止)

(一) 倒産管財人が倒産財団を第三一〇条の基準によって配当し、または計画の認可が確定した後には直ちに、倒産裁判所は倒産手続を廃止する。

(二) 管財人は、その活動については、財団不十分の確認の申立て後、分離して計算をなすことを要する。

(三) 手続きの廃止後に財団の目的物が捜し出されたときは、

裁判所は倒産管財人もしくは財団債権者の申立てにより、または職権で追加配当を命ずる。第三二一条第三項および第三二二条ならびに第三二三条はこの場合に準用する。

### 第三一四条 (開始原因の脱落による廃止)

(一) 倒産手続は、廃止後は、債務者においては支払不能も差迫った支払不能も共に存在せず、また債務超過が倒産手続の開始の原因である限り債務超過もないことが保証された場合には、債務者の申立てによりこれを廃止することを要する。申立ては、開始原因の欠缺が疎明された場合に限り許される。

(二) 債務者が自然人ではないときは、債務者に資本参加している者もそれぞれ申立権を有する。

### 第三一五条 (債権者の同意による廃止)

(一) 倒産手続は、債務者が届出期間の経過後に、債権を届け出たすべての債権者の同意を提出した場合には、債務者の申立てにより廃止することを要する。その債権が債務者または倒産管財人によって争われている債権者、および別除権を有する債権者においては、倒産裁判所が、これらの債権者の同意がどの程度必要かまたはこれらの者に対してどの程度の担保の供与が必要であるかを自由な裁量によって裁判する。

(二) 手続きは、債務者がその同意書を提出した債権者のほかに他の債権者が知れない場合には、債務者の申立てにより届出期間の経過前に廃止することができる。

(三) 第三一四条第二項はこの場合に準用する。

第三一六条〔廃止の際の手続き〕

(一) 第三一四条または第三一五条による倒産手続の廃止の申立ては公告することを要する。申立ては事務課に関係人の閲覧のために備え置くことを要し、第三一五条の場合においては債権者の同意の意思表示を添付することを要する。倒産債権者は公告の後一週間以内はその申立てに対して異議を述べることができる。

(二) 倒産裁判所は、申立人、倒産管財人、および、もし任命されている場合には債権者委員会を審尋した後に廃止に関して決定をなす。異議の場合においては、異議ある債権者も審尋することを要する。

(三) 廃止の前に管財人は、争いのない財団請求権を支払い、また争いのある財団請求権については担保を供しなければならぬ。

第三一七条〔廃止の公告〕

第三一〇六条、第三一三条、第三一四条または第三一五条によって倒産手続を廃止する旨の決定、および廃止の理由は公告することを要する。債務者、倒産管財人、および債権者委員会の構成員には、前もって廃止の効力発生の特典に関して(第九条第一項第三号)通知することを要する。第三五条ないし第三七条はこの場合に準用する。

第三一八条〔廃止の効力〕

(一) 倒産手続の廃止と共に債務者は、倒産財団に関し自由に

処分する権利を回復する。第二一九条、第二二〇条はこの場合に準用する。

(二) 免責は、第三一三条による廃止がなされた場合にのみ債務者に対して与えることができる。第二二五条ないし第二四一条は、第二二八条における手続きの終結を廃止と読み替えて準用する。

第三一九条〔上訴〕

(一) 倒産手続が第三一〇六条、第三一四四条または第三一五五条によって廃止されたときは、各倒産債権者が、また第三一〇六条によって廃止がなされた場合は債務者が即時抗告をなすことができる。

(二) 第三一四四条または第三一五五条による申立てが棄却されたときは、債務者は即時抗告をなすことができる。

第八章 倒産手続の特別の種類

第一節 監督人 [Sachwalter] の監督の下での自己管理

第三二〇条〔要件〕

(一) 債務者は、倒産裁判所が倒産手続の開始に関する決定において監督人の監督の下での自己管理を命じた場合には、監督人の監督の下で倒産財団に属する財産を管理しかつそれにつき処分をなす権利を有する。

(二) 命令は以下の事項を要件とする。

一、それが債務者によって申立てられたこと

二、開始申立てが債権者によってなされた場合は、債権者が債務者の申立てに同意したこと、および

三、命令が債権者にとつて不利益をもたらしことを予想させる事情が明らかではないこと

(三) 第一項の場合においては、倒産管財人に代えて監督人を任命する。

### 第三二一条〔債権者集会の決議〕

(一) 債務者が倒産手続の開始の前に監督人の監視の下での自己管理を申し立てたときは、第一回の債権者集会は裁判所の命令に関して決議をしなければならない。

(二) 倒産裁判所が債務者の申立てを拒絶していたにもかかわらず、債権者集会が監督人の監督の下での自己管理を申し立てたときには、裁判所はこれを命じる。監督人には従来の倒産管財人を任命することができる。

### 第三二二条〔命令の取消〕

(一) 倒産裁判所は以下の場合には監督人の監視の下での自己管理の命令を取消す。

一、これが債権者集会によって申立てられた場合

二、これが別除権を有する債権者または倒産債権者によって申し立てられ、かつ第三二〇条第二項第三号の要件が脱落している場合

三、これが債務者によって申し立てられた場合

(二) 債権者の申立ては、要件の脱落が疎明された場合にのみ許

される。申立てに関する裁判の前には債務者を審尋することを要する。その裁判に対しては、債権者および債務者は即時抗告をなすことができる。

(三) 倒産管財人には従来の監督人を任命することができる。

### 第三二三条〔公告〕

倒産裁判所の、倒産手続の開始後に監督人の監視の下での自己管理を命ずる決定またはその命令を取り消す旨の決定は公告することを要する。

### 第三二四条〔監督人の法的地位〕

(一) 監督人の任命、倒産裁判所の監督、および監督人の責任ならびに報酬については、第五九条第一項第二号および第六一条ないし第六七条、第六九条ないし第七〇条を準用する。

(二) 監督人は債務者の経済状態を調査し、かつその業務執行ならびに生活のための出費を監視しなければならない。第三二三条第三項はこの場合に準用する。

(三) 監督人が、監督人の監視の下での自己管理の継続が債権者にとつて不利益になることを予想させる事情を確定したときは、この者はそのことを遅滞なく債権者委員会および倒産裁判所に報告しなければならない。債権者委員会が任命されていないときは、監督人はそれに代えて債権を届け出ている倒産債権者および別除権を有する債権者に通知しなければならない。

### 第三二五条〔監督人の協力〕

(一) 通常の営業に属さない債務は、債務者は監督人の同意を

もつてのみ負担しなければならない。通常の営業に属する債務であっても、債務者は監督人が異議を述べる場合には負担してはならない。

(二) 債務者は、監督人の要求により、入ってくるすべての金銭は監督人のみが受領しかつ支払は監督人のみがなすことを承認しなければならない。

**第三二六条**〔債権者委員会の協力〕

債務者は、倒産手続にとって特別に重要な法律的行为をなそうとする場合は、債権者委員会の同意を得なければならない。第一六九条第一項第二文、第二項、第一七〇条第二文および第一七一条はこの場合に準用する。

**第三二七条**〔同意の必要性の命令〕

(一) 債権者集会の申立てにより、倒産裁判所は、債務者の特定法律行為は監督人がそれに同意する場合にのみ効力を有する旨を命ずる。第八七条第一項および第八八条はこの場合に準用する。

(二) 命令は、それが債権者に対する、不利益を避けるために緊急に必要である場合には、別除権を有する債権者または倒産債権者の申立てによってもなすことができる。申立ては、命令のこの要件が疎明された場合にのみ許される。

(三) 命令は公告することを要する。第三五条はこの場合に準用する。土地、登記された船舶、建造中の船舶または航空機、それらの目的物の上の権利またはそれらの権利の上の権利に関

する処分の権利が制限されているかぎり、第三六条および第三七条を準用する。

**第三二八条**〔債務者の生活のための資金〕

(一) 債務者は生活のための資金を倒産財団から引き出す権利を有する。第一〇九条は、必要な扶養料を、債務者の従来の生活関係を考慮して簡素な生活を許容する扶養料と読み替えて準用する。

(二) 債務者が自然人でないときは、第一項は、同時に、的に責任を負っている債務者の社員である組織上の代表者につき準用する。

**第三二九条**〔双務契約〕

法律行為の履行および経営協議会の協力に関する規定（第一一条ないし第一三三條）は、倒産管財人を債務者と読み替えて準用する。債務者はその権利をこれらの規定によつて監督人と協力して行使しなければならない。債務者は、第一二一条a、第一二八条および第一三〇条による権利を監督人の同意がある場合にのみ有効に行使することができる。

**第三三〇条**〔責任・否認〕

監督人のみが責任を第九八条ないし第一〇〇条により倒産財団のために主張し、かつ第一三四条ないし第一五六条により、法律的行为を否認することができる。

**第三三一条**〔債権者への通知〕

(一) 債務者は、財団目的物の目録、債権者表および財産目録

(第一六〇条ないし第一六二条)を調製しなければならない。監督人は目録および財産目録を調査し、かつその都度書面によりその調査の結果により異議を申し立てることを要するか否かを表示しなければならぬ。

(二) 報告期日においては債務者は報告をしなければならない。監督人はその報告に対して態度を決定しなければならない。

(三) 債務者は計算書提出(第七条、第一六四条)について義務を負う。債務者の最後の計算については第一項第二文を準用する。

### 第三三二条 「担保物の換価」

(一) 別除権が生じている目的物の換価についての倒産管財人の権利は債務者に帰属する。ただし目的物およびこの物の上の権利の確定の費用は取り立てることはできない。換価の費用としては現実に生じた換価のために必要な費用のみが評価されるものとする。

(二) 債務者はその換価権を監督人と協力して行使しなければならない。

### 第三三三条 「倒産債権者の満足」

(一) 調査期日において債務者および監督人は届出られた債権を争うことができる。監督人は、債務者の商業上の帳簿に基づき、またはその他の理由から、債権につき債務者が除去できない疑いがある場合には、その債権を争わなければならない。債務者または監督人が争った債権は確定したものとはならない。

(二) 配当は債務者が行う。監督人は配当表を調査しその都度書面によりその調査の結果により異議を申し立てることを要するか否かを表示しなければならない。

### 第三三四条 「倒産計画」

(一) 倒産計画の作成についての債権者集会の申立ては債務者に対してなすことを要する。監督人は助言を与えて協力する。

(二) 計画履行の監督は監督人の任務とする。

### 第三三五条 「財団不十分」

財団不十分の確認は債務者または監督人が申し立てることができる。

### 第二節 小規模手続における監督人なしでの自己管理

### 第三三六条 「要件」

(一) 債務者は、倒産裁判所が倒産手続の開始に関する決定において監督人なしでの自己管理を命じた場合には、倒産財団に属する財産を管理しかつそれを処分する権利を有する。

(二) 命令は以下の事項を要件とする。

一、それが債務者または債権者によって申し立てられたものであること

二、債務者が自然人でありかつ独立した経済的活動をしておらず、その財団関係が明確でありかつ債権者の数またはその債権の額が少ないこと、および

三、命令が債権者の不利益をもたらすことを予想させる事情が明らかでないこと



(四) 第一項の場合においては倒産管財人および監督人は共に任命されない。

**第三三七条**〔債権者集会の決議〕

倒産裁判所が監督人なしでの自己管理を命じたときには、第一回の債権者集会はその命令に関し決議をなす。

**第三三八条**〔異なった命令〕

(一) 倒産裁判所は、報告期日までに生じた費用が償われるかまたは予納された場合で、かつ以下の場合には、倒産管財人を任命しまたは監督人の監督の下での自己管理を命ずる。

一、これが債権者集会によって申し立てられる場合

二、これが別除権を有する債権者または倒産債権者によって申し立てられ、かつ第三三六条第二項第三号の要件が脱落している場合

(二) 債権者の申立ては要件の脱落が疎明された場合にのみ許される。申立てに関する裁判の前には債務者を審尋することを要する。その裁判に対しては、債権者および債務者は即時抗告をなすことができる。

**第三三八条 a**〔債権者への通知〕

裁判所は、監督人なしでの自己管理の継続が債権者の不利益をもたらすことを予想させる事情を確定したときは、遅滞なくその旨を債権者委員会に通知しなければならない。債権者委員会が任命されていないときは、裁判所は債権を届け出ている倒産債権者、および別除権を有する債権者に通知しなければならない。

ない。

**第三三九条**〔債務者の処分権〕

(一) 倒産財団の目的物に関する債務者の処分は、倒産裁判所が同意した場合にのみ有効とする。

(二) 倒産手続の開始の後に債務者が生ぜしめた債務は、裁判所がその債務の発生に同意した場合にのみ倒産財団から履行することを要する。

(三) 同意は、一般的に法律的行为の特定の種類につき与えることができる。

**第三四〇条**〔双務契約〕

法律行為の履行に関する規定は、倒産管財人を債務者と読み替えて準用する。倒産裁判所は、債務者にその権利につき指摘しなければならない。

**第三四一条**〔否認〕

(一) 各倒産債権者は、第一三四条ないし第一五六条による法律的行为の否認につき権利を有する。取得したものからは、債権者に対しこの者に生じた費用を他の権利に先立って償還することを要する。

(二) 債権者集会が債権者に否認を委託したときは、この者に生じた費用は、それが取得したものから償うことができな限り倒産財団から償還することを要する。

**第三四二条**〔債権者への通知〕

債務者は、財団目的物の目録、債権者表および財産目録（第

一六〇条ないし第一六二条を調製しなければならない。倒産裁判所は目録および財産目録を調査しなければならない。

### 第三四三条〔担保物の換価〕

(一) 債務者は、別除権が生じている動産または権利の換価については権利を有しない。別除権を有する債権者によるこれらの目的物の換価は報告期日の後に初めて許される。

(二) 倒産財団の不動産の強制競売または強制管理を申し立てる倒産管財人の権利は、債務者には生じない。強制競売または強制管理は、報告期日の後は第一七七条または第一八〇条を理由として、仮に停止することはできない。

### 第三四四条〔倒産債権者の満足〕

(一) 債務者が調査期日において争った債権は確定したものと見なされない。

(二) 配当は債務者がなす。倒産裁判所は配当表を調査しなければならない。

### 第三四五条〔倒産計画〕

倒産裁判所は関係人に対し、その請求権を倒産計画においては法律規定と異なつて規定することができる旨を指摘しなければならない。

### 第三節 相続財産倒産手続

#### 第三四六条〔土地管轄〕

相続財産に関する倒産手続については、被相続人がその死亡の時に普通裁判籍を有していた区域の倒産裁判所が専属的に土

地管轄を有する。被相続人の独立した経済的活動の中心が他の場所にあったときは、この場所がある区域の倒産裁判所が専属的に管轄権を有する。

### 第三四七条〔開始の許容性〕

(一) 倒産手続の開始は、相続人が相続をいまだ承認していないかまたは、相続財産債務につき無制限に責任を負っていることによつて排除されない。

(二) 複数の相続人があるときは、手続きの開始は相続財産の分割の後にも許される。

### 第三四八条〔申立権者〕

(一) 相続財産に関する倒産手続の開始の申立てについては、各相続人、相続財産管理人、その他の遺産保護人〔Nachlasspfleger〕、相続財産の管理権が生じている遺言執行者、および各相続債権者がその権利を有する。

(二) 申立てがすべての相続人によつてなされないとときは、その申立ては、開始原因が疎明された場合に許される。倒産裁判所はその他の相続人を審尋しなければならない／……／。

(三) 相続財産の管理権が遺言執行者に生じているときは、相続人が開始を申し立てた場合には遺言執行者を、遺言執行者が申立てをなした場合には相続人を審尋することを要する。

### 第三四九条〔合有財産の場合の申立権〕

(一) 相続財産が財産共同制の合有財産に属するときは、相続人である配偶者および相続人でないが合有物を単独でまたはそ

の配偶者と共同して管理している配偶者は、相続財産に関する倒産手続の開始を申し立てることができる。他方の配偶者の同意は必要としない。配偶者は、財産共同制が終了した場合も申立権を有する。

(二) 申立てが配偶者双方によってなされないときは、その申立ては開始原因が疎明された場合に許される。倒産裁判所は他方の配偶者を審尋しなければならない／………／。

**第三五〇条**〔申立期間〕

相続の承認から二年間が経過した場合には、倒産手続の開始についての相続債権者の申立は許されない。

**第三五一条**〔開始原因〕

相続財産に関する倒産手続の開始についての原因は、支払不能および債務超過とする。相続人、相続財産管理人、またはその他の遺産保護人もしくは遺言執行者が手続きの開始を申し立てるときは、差迫った支払不能も開始原因とする。

**第三五二条**〔相続開始後の強制執行〕

相続開始の後になされた相続財産に対する強制執行措置は、別除的満足の権利を与えるものではない。

**第三五三条**〔相続人の否認しうる法律的行为〕

相続人が倒産手続の開始の前に、相続財産から遺留分請求権、遺贈、または負担 [Anlage] を履行していたときは、この法律的行为は、相続人の無償給付と同じく否認することができる。

**第三五四条**〔相続人の費用〕

民法第一九七八条、第一九七九条により相続財産から補償されるべき費用によっては、相続人に留置権は生じない。

**第三五五条**〔財団債務〕

(一) 第五九条、第六〇条において掲げられた債務のほか以下のもも財団債務とする。

一、民法第一九七八条、第一九七九条により相続財産から相続人に補償されるべき費用

二、被相続人の埋葬の費用

三、被相続人の死亡宣告の場合において相続財産の負担となるべき手続きの費用

四、被相続人の死因処分の開始の費用、相続財産の裁判上の保全の費用、遺産保護 [Nachlasspflegschaft] の費用、相続債権者の公示催告の費用および財産目録調製 [Inventarerrichtung] の費用

五、遺産保護人または遺言執行者によってなされた法律行為から生じた債務

六、遺産保護人、遺言執行者、または相続を放棄した相続人が、その事務を相続債権者のためになすべきであった場合にはその相続債権者が義務を負担するであろうかぎりにおいて、ここに掲げられた者がなした事務遂行から生じたこれらの者に対する相続人の債務

(二) 財団不十分の場合においては、第一項に掲げられた債務は第三一〇条第一項第三号の順位を有する。

**第三五六条**〔相続財産債務〕

相続財産に関する倒産手続においては相続財産債務のみを主張することができる。

**第三五七条**〔相続人の請求権〕

(一) 相続人は、被相続人に対して生じている自己の請求権を主張することができる。

(二) 相続人が相続財産債務を履行したときは、その履行が民法第一九七九条により相続財産の負担においてなしたものとされない限り、債権者に代位する。ただし、相続人が相続財産債務につき無制限に責任を負っているときはこの限りではない。

(三) 相続人が個々の債権者に対して無限責任を負っているときは、債権者がその債権を主張しない場合には、相続人はその債権を主張することができる。

**第三五八条**〔劣後的債務〕

(一) 以下のものは、第四四条に掲げられた債務が弁済された後の順位においてかつ以下の順序で弁済し、同順位の場合はその額の割合に応じて弁済をなす。

- 一、遺留分権者に対する債務
- 二、被相続人によってなされた遺贈および負担から生じた債務

三、相続代償請求権者〔Erbersatzberechtigter〕に対する債務

(二) 民法第二三〇七条による遺留分についての受遺者の権利を排除する遺贈は、それが遺留分を越えない限り、順位におい

て遺留分権と等しいものとする。被相続人が死因処分によってある遺贈または負担が他の遺贈または他の負担よりも前に履行されるべきことを命じているときは、その遺贈または負担は優先順位を有する。

(三) 公示催告手続により排除された債権者または民法第一九七四条によって排除された債権者と同視される債権者に対する債務は、第四四条に掲げられた債務を弁済した後に、かつその債務が第一項に掲げられた債務に含まれる限りそれと無制限に同順位を有していたであろう債務が履行された後に履行される。その他には制限によって順序に変更をきたすことはない。

**第三五九条**〔返還された目的物〕

(一) 被相続人によりなされた、またはこの者に対してなされた法律的行为の否認の結果倒産財団に返還されたものは、第三五八条第一項に掲げられた債務の履行に用いてはならない。

(二) 公示催告手続により排除された債権者または民法第一九七四条により排除される債権者と同視される債権者は、民法第一九七八条ないし第一九八〇条に基づき相続人が財団に賠償しなければならぬものを、相続人が不当利得の返還に関する規定によっても賠償義務ありと見られる限りにおいてのみ請求することができる。

**第三六〇条**〔倒産計画〕

相続人が複数ある場合、相続財産についてのその持分が少なくとも五分の一になる各々の相続人、および相続財産について

の持分を有する過半数の相続人はそれぞれ、債権者集会の議決がなくとも倒産計画を提出する権利を有する。

**第三六一条**〔後位相続〕

第三五四条、第三五五条第一項第一号および第三五七条第二項、第三項は、後位相続の成立後も先位相続人につき準用する。

**第三六二条**〔相続財産の売却〕

(一) 相続人が相続財産を売却したときは、倒産手続につき買主は相続人に代位する。

(二) 相続人は、相続人と買主との間の関係においては買主の負担となる相続財産債務により、相続債権者と同じく手続きの開始の申立ての権利を有する。他の相続財産債務によっても相続人には同様の権利が生じる。ただし、相続人が無限責任を負っているかまたは相続財産管理が命じられている場合はこの限りではない。第三五四条、第三五五条第一項第一号および第三五七条は、相続財産の売却後も相続人につき準用する。

**第三六三条**〔相続財産の転売〕

第三六二条は、ある者が契約によって取得した相続財産を売却し、またはその他の方法で、その者に帰属しまたはその他の方法で取得された相続財産の譲渡につき義務を負った場合に準用する。

**第三六四条**〔相続人の同時倒産〕

(一) 相続人の財産に関する倒産手続においては、相続財産に關しても倒産手続が開始した場合、または相続財産管理が命じ

られた場合には、第五七条、第二〇八条、第二一〇条、第二一六条、第二七〇条第一項第二文は相続人が無限責任を負っている相続債権者につき準用する。

(二) 一方の配偶者が相続人であり、かつ相続財産が他方の配偶者の財産に関する倒産手続においてもその他方の配偶者が単独で管理する合有財産に属する場合、および合有財産が、合有財産に関する倒産手続においてまた相続人ではない配偶者のその他の財産に関する倒産手続においても共に配偶者により共同して管理される場合もまた同じである。

**第三六五条**〔相続分〕

相続分に関しては倒産手続は行われない。

**第三六六条**〔継続的財産共同制〕

(一) 継続的財産共同制の場合においては第三四六条ないし第三六五条は、合有財産に関する倒産手続につき準用する。

(二) 倒産債権者は、その債権が継続的財産共同制の成立の時点で既に合有財産債務として生じていた債権者のみとする。

(三) 持分権を有する卑属は、手続きの開始を申立てる権利を有しない。ただしこれらの者は、開始申立につき倒産裁判所において審尋することを要する／……………／。

**第二編 法律の廃止**

以下のものを廃止する。

一、連邦官報第三部整理番号三一の一において公刊され、最終的に一九八六年七月二五日の法律 (BGBl. I S. 1130) 第三六条によって改正された有効な条文における破産法

二、連邦官報第三部整理番号三一の一において公刊され、最終的に一九八五年二月一九日の法律 (BGBl. I S. 235) 第一

〇条第二項によって改正された有効な条文における和議法

三、一九八九年三月一日の石炭および鉄鋼石の産出への割り当てについての優先権の創設に関する法律 [das Gesetz zur Schaffung eines Vorrechts für Umlagen auf die Erzeugung von Kohle und Stahl vom 1. März 1989] (BGBl. I S. 326)

### 第三編 倒産手続外における債務者の

#### 法律的行为の取消に関する法律

(取消法 [Anfechtungsgesetz = AnfG])

#### 第一条 (原則)

(一) 債権者に不利益を与える債務者の法律的行为は、倒産手続の外で以下の規定の基準により取消することができる。

(二) 法律的行为が、直接的または間接的に債権者の満足を害する場合には、それは債権者に不利益を与えるものである。

(三) 不作為は法律的行为と同じものとする。

#### 第二条 (取消権者)

債務者の財産に対する強制執行が債権者の完全な満足を導か

ず、または導かないことが予測される場合には、取消については、執行力ある債務名義を取得しかつその債権が満期であるすべての債権者はその権利を有する。

#### 第三条 (故意による加害)

(一) 債務者が取消の前一〇年以内にその債権者に不利益を与える故意でなした法律的行为は、相手方がその行為の時に債務者の故意を知っていた場合には取り消すことができる。相手方が債務者の支払不能が差迫っていること、およびその行為が債権者に不利益を与えることを知っていた場合には、債務者の故意を知っていたものと推定する。

(二) 債務者がそれと緊密な関係にある者(倒産法第一四三条ないし第一四五条との間で締結した、その債権者が直接に不利益を被る契約は取り消すことができる。その契約が取消の二年以上前に締結されていた場合、または相手方が契約締結の時に債権者に不利益を与える債務者の故意を知らなかった場合には取り消されない。

#### 第四条 (無償給付)

債務者の無償給付は取り消される。ただし、それが取消の四年以上前になされたものであるときはこの限りではない。

#### 第五条 (相続人の法律的行为)

相続人が相続財産から遺留分請求権、遺贈、または負担 [Pflichtteil] を履行したときは、相続財産に関する倒産手続においては、その給付の受領者に順位において優先するかまたはこれと

同順位となるであろう相続債権者は、相続人の無償給付と同じくその給付を取り消すことができる。

**第六条**〔資本代替的貸付〕

社員が資本代替的貸付の返還債権のために以下のことをする、法律的行为は取り消すことができる。

一、その行為が取消の前一〇年以内になされた場合は担保を取得すること、

二、その行為が取消の前一年以内になされた場合は満足を得ること、

**第七条**〔期間の算定〕

(一) 第三条、第四条および第六条において定められた期間は、取消請求が裁判上主張された時から遡って計算することを要する。

(二) 債権者が、執行力ある債務名義を取得するかまたはその債権が満期になる前に取消の相手方に法律的行为を取り消す意図を書面で通知したときは、この時点ですでに債務者がその債権者に満足を与える能力を有していなかった場合、およびこの時点から二年が経過するまでに取消請求が裁判上主張された場合には、その期間は通知の到達の時から遡って計算する。

(三) 期間には信用制度法[Gesetz über das Kreditwesen]第四六条a第一項第一文による処置が命じられていた時間は算入しない。

**第八条**〔法律的行为のなされた時点〕

(一) 法律的行为は、その法的効果が生じた時点においてなされたものとする。

(二) 法律行為の効力につき土地登記簿、船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機上の質権のための登記簿への登記を要するときは、その法律行為は、有効性についての他の要件が履行され、かつ権利変更の登記の申立てがなされたときになされたものとする。権利変更についての請求権の保全のための仮登記の申立てがなされたときは、権利変更の登記の申立てをこの申立てと読み替えて第一文を準用する。

(三) 条件つきまたは期限つきの法律的行为においては条件または期日の成就是考慮されない。

**第九条**〔抗弁による取消〕

取消請求は、債権につき執行力ある債務名義を取得する前には抗弁の方法において主張することができるが、債権者は裁判の前に裁判所によって定められるべき期間内にこれを提出しなければならぬ。

**第一〇条**〔執行名義・強制執行〕

取消は、該法律的行为につき執行力ある債務名義が得られていること、またはその行為が強制執行によって実現されたことによっては排除されない。仮差押えまたは仮処分執行も第一文の意味における強制執行である。

**第一一条**〔法律効果〕

(一) 取り消しうる法律的行为によって債務者の財産から譲渡

され、贈与されまたは放棄されたものは、それが債権者の満足に必要である限りその者の処分任せなければならない。譲受人が法的基礎の欠缺を知っている場合の不当利得の法律効果に關する規定は、この場合に準用する。

(一) 無償給付の譲受人は、それによって利得をしている限りにおいてのみその処分任せなければならない。譲受人が、無償給付が債権者に不利益を与えることを知っているかまたは諸般の事情からみて知っているに相違ないかぎり、これを適用しない。

#### 第二二条 「取消の相手方の請求権」

反対給付の償還または取消の結果復活した請求権により、取消の相手方は債権者にのみ請求をすることができ。

#### 第二三条 「特定した請求の趣旨」

取消請求が訴えの方法において主張されるときは、請求の趣旨に、いかなる範囲およびいかなる方法において取消の相手方が取得したものを処分すべきかを特定して掲げなければならない。

#### 第二四条 「仮執行債務名義・留保判決」

債権者の仮にのみ執行しうる債務名義または留保の下に下された判決があるときは、取消請求を理由ありと宣言する判決において、執行を、債務者に対して下された裁判が確定力を有するかまたは留保がなくなることにかからしめることを要する。

#### 第二五条 「権利承継人に対する取消」

(一) 取消請求は取消の相手方の相続人または他の包括承継人に対して主張することができる。

(二) 以下の場合には、その他の権利承継人に対して取消請求を主張することができる。

一、権利承継人がその取得の時点においてその前者 [Echtlich vorfindend] の取得が取消しうることを基礎づける事情を知っていた場合

二、権利承継人が、その取得の時点において、債務者と緊密な関係にある者 (倒産法第一四三条ないし第一四五条) に属していた場合。ただしこの者が、この時点においてその前者の取得が取り消しうることを基礎づける事情を知らなかった場合はこの限りではない。

#### 三、権利承継人がその取得物を無償で得た場合

(三) 第七条第二項による期間の算定のためには、取消をなすべき権利承継人への書面による通知で十分なものとする。

#### 第二六条 「倒産手続の開始」

(一) 債務者の財産に關して倒産手続が開始されたときは、倒産管財人は、倒産債権者によって申し立てられた取消請求を訴求する権利を有する。得られたものからは債権者に訴訟の費用を他に先だって償還することを要する。

(二) 倒産債権者が倒産手続の開始の前までにその取消請求に基づき担保または満足を得ていたときは、倒産法第一三五条を準用する。



／……………／  
**第十七条**〔手続きの中断〕

(一) 取消請求権に関する手続きが倒産手続の開始の時点においてなお係属しているときは、その手続きは中断する。その手続きは倒産管財人が受継することができる。受継が遅滞したときは、民事訴訟法第二三九条第二項ないし第四項を準用する。

(二) 倒産管財人は、その請求を倒産法第一五二条、第一五三条および第一五五条によって拡張することができる。

(三) 倒産管財人が訴訟の受継を拒絶したときは、この訴訟は費用の点につき各当事者が受継することができる。受継の拒絶によっては、倒産法の規定により取消請求を主張するという倒産管財人の権利は排除されない。

**第十八条**〔倒産手続の終了〕

(一) 倒産管財人が主張することができた取消請求は、倒産管財人に対しその請求に対立する抗弁が獲得されていない限り、倒産手続の終了後は、各債権者がこの法律により訴求することができる。

(二) 取消請求が倒産手続の開始の時点においてすでに裁判上主張されていなかったときは、第三条、第四条および第六条において定められている期間は、その請求権が倒産手続の終了の後一年が経過するまでに裁判上主張された場合には、手続開始の時点から算定する。

**第十九条**〔施行・経過規定〕

(一) この法律は……………から施行する。

(二) 連邦官報第三部整理番号三一の一の五において公刊され、最終的に……………によって改正された有効な条文における破産手続外における債務者の法律的行为の取消に関する法律は廃止する。

(三) ただし第二項に挙げられた法律は……………／第一項による施行の日／より以前になされた法律的行为で、旧法の規定によつては取消されないかまたは狭い範囲で取消されるか、または……………／第一項による施行の日／より以前に取消請求が裁判上主張されていたものにはなお適用する。

〔追記〕 フライブルク大学滞在中、私の身元引受人を勤めて下さったほか、本稿執筆中も数々の有益な御助言を頂いたベーター・アーレンス教授が急逝された。先生の生前の公社にわたる御交誼に感謝し、心より哀悼の意を表するものである。